

農業委員会に関する懇談会における検討の視点(案)[農業委員会関係]

主な検討課題	現状、指摘、提言等	検討の視点
1. 農業委員会の意義・役割	<p>農業者の代表機能を有した市町村の行政委員会</p> <p>農地法等の法令業務に係る権利調整機関(行政機関)、農地流動化・担い手育成等の施策推進機関(行政補完機関、運動的取組)</p> <p>農業者の主体的な権利調整等による構造政策の円滑化</p> <p>優良農地の確保と有効利用、担い手の育成確保等地域実態に即した構造政策の推進上の役割の発揮を期待</p>	<p>農業委員会は「農地行政執行機関」としての側面と「農業施策推進機関」として側面を有しているが、各々の意義、関連性についてどのように評価するのか。</p> <p>市町村の農政担当部局との関係をどのように考え、評価していくのか。</p> <p>構造政策の推進機関としての役割発揮についてどのように評価するのか。</p> <p>業務実施体制の改善等が図られている下で、役割の明確化、業務の重点化を具体的にどのように行っていくのか。</p>
2. 農業委員会の活動のあり方(1)活動の重点化	<p>「土地と人(経営)」のノウハウを生かした地域密着の活動を推進している。</p> <p>活動が多岐にわたる中で、総花的で地域にとつて見えにくい面があり、個々の委員や事務局の活動の度合いに左右されやすく、活動にも地域差がある。</p> <p>担い手、認定農業者等の経営支援、農地集積等の取組の強化が求められている。</p> <p>新規就農の受入促進に積極的に取り組むことを期待されている。</p> <p>農地流動化、農地利用の監視、適正な農地賃貸借市場の形成など実行力を伴った業務運営体制の構築が課題</p>	<p>活動の「計画」、「実施」、「評価」、「改善」は十分に組み込まれているか。</p> <p>地域密着型の活動についてどのように評価するのか。</p> <p>業務の重点化、地域の業務量や実態に応じた弾力的な活動のあり方について</p> <p>取組が不活発な地域における農業委員会の活動の活性化方策や、事業実施体制の整った地域における事業の重点実施についてどのように考えるか。</p>

主な検討課題	現状、指摘、提言等	検討の視点
(2) 他機関との連携・一体的な取組	農村の現場段階で他の農業関係機関・団体との活動の重複もみられ、農地流動化、経営支援施策の推進機関としての役割の発揮と連携が不十分な面がある。	担い手に対する他の農業関係団体・機関(農業改良普及センター、農業公社、農協、土地改良区等)との連携・一体的な取組を推進する上での課題としてどのようなことが考えられるか。 消費者団体やNPO、民間、試験研究機関など地域の関係機関・団体等との間での連携・協力のあり方についてどのように考えるのか。
(3) 情報の受発信力	地域の身近な相談員である農業委員として、また、組織として、地域や農業者に関する情報の受発信が十分でない。	農地基本台帳の電子化や農地地図情報システムの整備が図られているが、その成果についてどのように考えるのか。 農業委員の情報の発信力や情報機器の活用についてどのように考えるのか。
(4) 市町村合併への対応	市町村合併の進展が見込まれる中で、今後、農業委員会の合併も進展するとみられる。 農業委員会の区域が市町村合併等により広域化するなかで、活動の希薄化、委員及び事務局の負担の増大の懸念。	合併に伴う活動、組織の課題についてどのように考えるか。 農業委員の活動の範囲、内容の拡大等に対応する仕組みとしてどのような形が考えられるか。
(5) 資質の向上	活動の広域化、担い手支援の観点等からの農業委員の一層の資質向上が求められる。	農業委員に対する研修の改善、専門的な相談員の育成、女性や担い手も含めて意欲と資質のある者の一層の参画等についてどのような取組が考えられるか。

主な検討課題	現状、指摘、提言等	検討の視点
(6) 消費者、地域の視点	<p>「食」と「農」の連携や、消費者と生産者の架け橋となる活動が今後、重要。</p>	<p>地域により開かれた組織となるためにどのような取組、改善が求められるか。</p> <p>農業委員のうちの学識経験者（議会推薦）の範囲としてどのように考えるか。</p>
<p>3. 農業委員会の組織のあり方 (1) 組織の形態</p>	<p>公選制による農業委員等により構成される市町村必置の独立の行政委員会（小規模農地面積の市町村は必置の特例措置）</p> <p>現行の必置基準の見直しを検討すべき。 （地方分権改革推進会議中間報告）</p> <p>小規模農業委員会の設置の見直しを推進すべき。（特殊法人等整理合理化計画）</p> <p>小規模農業委員会について広域連携を積極的に推進すべき。（地方分権改革推進会議中間報告）</p>	<p>農業委員会の必置の重要性、必要性についてどのように考えるか。</p> <p>農業委員会の立地条件の差異、活動・業務量の差異等を踏まえ、農業委員会制度の下で市町村の意向や実情をより反映させるための方策についてどのように考えるか。 （現行の小規模農地面積の農業委員会に係る必置基準、農地部会規定等について）</p> <p>広域連携の具体的取組についてどのように考えるか。</p>
(2) 組織の適正化・効率化	<p>組織体制の適正化の取組の一環として農業委員定数の見直しの取組を推進。</p> <p>組織が過大との指摘もあり、一層の適正化の取組が重要。</p>	<p>地域の実態に応じた委員定数の法定要件（10～40人）、定数区分等の弾力化についてどのように考えるか。</p> <p>系統組織の委員定数の見直しの取組の一層の強化についてどのように考えるか。</p>
(3) 委員の構成	<p>農地の公共性等に鑑みて、より幅広い層の参画についての検証が必要。</p> <p>農村の高齢化等を反映して、委員の高齢化が進む一方で、女性農業者や担い手の参画は未だ十分ではない。</p>	<p>現行の選任委員の構成・範囲、員数についてどのように考えるか。</p> <p>女性農業者、担い手等の一層の参画を得るための具体的取組についてどのように考えるのか。</p>

主な検討課題	現状、指摘、提言等	検討の視点
(4) 委員の選出方法	<p>農業委員の選出方法については、現行の公選制を維持すべきとの考え方と、任命制に改めるべきとの考え方がある。</p>	<p>現行の公選制において改善すべき点はないか。</p> <p>任命制とした場合の問題点、課題は何か。</p>
(5) 財政基盤のあり方	<p>農業委員会の法令業務に関わる委員及び職員に要する経費の財源に充てるため国は都道府県経由で市町村に交付金を交付。</p> <p>交付金は、政令基準に即して支給。</p> <p>一般財源化も含めた交付金の交付のあり方を検討すべき。(地方分権改革推進会議中間報告)</p> <p>一般財源化は、財源確保の問題、農地法関係事務との関連もあり慎重に検討すべき。</p>	<p>交付金の必要性、効果についてどのように考えるのか。</p> <p>市町村合併の進展等が見込まれる下で、現行の交付金の配分基準についてどのように考えるか。</p> <p>交付金の交付のあり方、一般財源化の指摘についてどのように考えるか。</p>